

健康保険 被扶養者状況確認票についてのお願い

日頃は当健康保険組合の事業運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件について下記の通り実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。
当組合ホームページ(<http://ns-kenpo.jp>)にも案内等を掲載いたしました。必要に応じご利用ください。

記

1.実施の目的

厚生労働省保険局長通知により、保険給付適正化の観点から、被保険者証の検認を毎年実施し、被扶養者状況の確認を行い、被扶養者認定の適否を再確認する。

2.提出期限・提出先等

健康保険被扶養者状況確認票に必要事項をご記入、その他必要書類を添付いただき、**8月6日(月)**までに、**各職場事務担当者様**へご提出願います。**(厳守)**

- ・ 個人情報保護のため、専用封筒に入れて配布・回収いたします。回収時の封緘は自由です。
- ・ 確認票と必要書類は、角を揃えて糊(またはセロテープ)で貼付ください。
- ・ 期限までに必要書類を添えてご提出いただけないと、被扶養者削除となる場合があります。

【各職場事務担当様へ】

- ・ 専用封筒配布時・回収時ともに、封筒の中の書類を見ることは**厳禁**とさせていただきます。
- ・ 未提出者および署名欄記入もれのチェックをお願いします。
- ・ 配布対象者一覧表の返送は不要です。
- ・ 健康保険被扶養者がいない方は、確認票がありません。
- ・ 回収遅れ分は、随時、事業所健康保険担当様へ提出ください。
- ・ 9月末までの退職予定者分確認票は、退職予定日を封筒に記入ください。本人へ送付は不要です。
- ・ **配布ナンバー順に取りまとめて、各事業所健康保険担当様(人事・総務)へ8/8(水)までにご提出ください。(厳守)**

【各事業所健康保険担当様(人事・総務)へ】

- ・ 確認票の記入もれ、添付書類もれ、未提出のチェックおよび対応をお願いします。
- ・ 9月末までの退職予定者分確認票は、退職予定日を確認票に記入ください。
- ・ 専用封筒も回収いたします。空封筒であることを確認いただき、健康保険組合へ返送ください。
- ・ チェックいただいた一式を配布ナンバー順に健康保険組合へ、**8/31(金)までにご提出ください。**

3.被扶養者状況確認票の記入方法

- ① 《**確認署名欄**》に署名・捺印(自署の場合は捺印不要)
- ② 被扶養者の同居・別居区分(单身赴任区分)
- ③ 別居の場合、仕送り(学生の場合も、およその仕送り額を必ず記入ください)
- ④ 収入の有無
- ⑤ 収入「無」の場合の該当項目に○→学生の場合・その他の場合は()内記載
- ⑥ 収入「有」の場合、該当項目に○→その他の場合()内記載→年収見積額記載
アルバイトをしている学生の場合、収入無欄と収入有欄の両方に記載が必要です。
- ⑦ **配偶者にかかる質問(確認票下部)にご回答ください。**
税法上の扶養とは異なり健康保険では、**世帯の主たる生計維持者が扶養をします**。よって**配偶者の年収は源泉徴収票等により、正確に記入ください。**(ご夫婦の源泉徴収票をご提出いただく場合があります。)

4.昨年との変更点

学生の子にかかる添付書類を整備しました。

- ① 新潟大学の学生証には入学年月日・有効期限の記載がないため、在学証明書が必要でしたが、学生証と生協の組合員証の併用による提出を可とします。(5.添付書類 a学生 参照)
- ② アルバイトをしている学生の子の添付書類について給与明細有無を明示しました。
(5.添付書類 a学生・cパートアルバイト等の給与所得者 参照)

5.添付書類

- ・ 添付書類は全て「写し」で結構です。
- ・ 同居している平成12年4月2日以降生まれの未就学児～高校生については、添付書類はありません。
- ・ 上記以外の**全ての被扶養者**について、その他の確認書類が必要です。
- ・ 家族を扶養している女性で配偶者がいる場合は、配偶者の現時点での所得を証明するものがが必要です。夫が昨年または今年退職した場合の所得証明の種類については、健康保険組合にお問合わせください。
- ・ 平成30年4月以降に被扶養者認定され、既に添付書類を提出済の場合、確認票に記入の上、被扶養者氏名欄脇に「H30. ○月提出済」と記載してください。ただし状況によって再度提出が必要な場合もあります。(例)平成30年度市区町村発行所得証明書、認定後のパート給与明細等
- ・ 海外で発行された証明は、必ず和訳を添付ください。
- ・ **内容精査により、追加で書類提出を求められることがあります。前年までは不要であっても、精査により個別に依頼することがありますので、あらかじめご了承ください。**

a. 学 生

- ・同居している未就学児～高校生(H12.4.2以降生まれ)は添付書類不要(別居の場合、gを参照)
- ・高校・専修学校に在学していないH12.4.2～H15.4.1生まれの子は収入証明が必要
- ・大学・短大・専門学校・予備校等通学(H12.4.1以前生まれ)→学生証または在学証明書
 - 入学年月日か有効期限の記載のある学生証、または在学証明書
 - 新潟大学など学生証に有効期限記載がない場合、大学生協組合員証に入学年月日・学部の明示があれば、学生証と組合員証の併用可
- ・アルバイトをしている学生の子の給与明細必要有無は、c パートアルバイトの給与所得者を参照
- ・子ではない家族が学生の場合は、学生証および収入の証明が必要

b. 無 収 入＝給与、内職、配当、不動産、農業、失業給付他全ての収入のない場合

次のいずれか

- ・昨年および今年収入なし→市区町村発行の所得証明書
- ・昨年1月以降退職し失業給付受給中または終了→失業給付受給資格者証(両面)
- ・昨年1月以降退職し失業給付受給がない→退職証明および被扶養者申請理由書(退職日、失業給付の有無、現在の状況明記:記入例①)
- ・年金支給開始年齢以上で年金受給なし→所得証明書および被扶養者申請理由書(年金受給がない理由明記:記入例②)

c. パート・アルバイト等の給与所得者

次のいずれか

- ・昨年と今年の年収が、ほぼ同じ→昨年分源泉徴収票
 - ・毎月の給与月額が大きく変動せず、賞与なし→直近の給与明細書3か月分
 - ・毎月の給与月額が大きく変動し、賞与なし→年収推測のため、直近の給与明細3～6か月分
 - ・賞与がある場合→直近の給与明細3か月分、および昨年分すべての賞与明細
 - ・アルバイトをしている学生の子の添付書類
 - アルバイト年額100万円未満→学生証のみ添付、アルバイト給明細不要、年収欄は記入必要
 - アルバイト年額100万円以上→学生証およびアルバイト給明細添付、年収欄記入必要
- ※ 給与収入以外にも収入がある場合は、その収入額を証明できるものも併せて提出

d. 年金受給者(老齢基礎・老齢厚生・厚生年金基金・障害・遺族・農業者年金等)

・直近の年金支払通知および市区町村発行の所得証明

- ※ 複数の年金を受給している場合は、全ての年金について提出ください。
- ※ 所得証明書は、年金収入以外の収入を確認させていただくために必要です。

e. 農業・自営業・失業給付・内職・その他の収入がある場合

(収入の種類に応じて)

- ・昨年分確定申告書および収支内訳書
- ・失業給付受給者証両面
- ・内職明細書

- ※ 複数の種類の収入がある場合には、それぞれの収入額を証明できるものを提出ください。
- ※ 農業手伝い、自営など収入があっても確定申告の義務がなく申告をしていない場合は、被扶養者申請理由書(状況記載:記入例③)、および市区町村発行の非課税証明書を提出ください。

f. そ の 他

事情により、現在の収入状況を証明できるものがない場合は、健保組合にご相談ください

- ・被扶養者申請理由書(退職日または自営廃業日、失業給付受給有無、現在の状況等を明記)など

g. 別 居 の 場 合

- ・金融機関または現金書留による送金の事実がわかるもの(2か月に1回以上の仕送りで6か月間分)手渡しは、仕送りの事実確認ができないため、認められません(平成21年1月14日付通知の通り)
 - ・会社都合による単身赴任は、別居扱いしないため、仕送り証明は不要
- ※ 学生の子が遠隔地の学校に通うために別居している場合のみ、仕送り証明不要です。
ただし、確認票の仕送り額欄は、生活費学費等おおまかな仕送り金額を必ず記載ください。

6. 扶養削除について

- ① 就職などにより、扶養削除の手続きが必要な場合は、各事業所所定の方法により、至急手順願います。
- ② 扶養認定基準を満たしていない、確認票・必要書類を提出いただけない等の理由により、扶養削除となる場合があることをご了承ください。
- ③ 被扶養者の年金額改定により基準超過の場合は、改定月にて扶養削除となります。
- ④ 収入超過・仕送り証明なし等、扶養削除日が特定し難い場合は、10/1付削除とします。
- ⑤ 確認票や必要書類の提出遅れ等により、扶養異動届の提出が遅れた場合も、10/1付削除となります。
- ⑥ 扶養削除日以降に健康保険証を使用された場合、健保組合へ医療費を返還いただきます。

7. そ の 他

- ・扶養異動届、扶養認定基準、よくある質問ほか資料を添付いたしましたので、ご利用ください。
- ・確認票等に記載(添付)された個人情報、個人情報保護法により管理され、一切他の目的に使用されません。各職場事務担当様・事業所健康保険担当様も、取扱いにご配慮願います。

《 添付書類について参考 》

1.市区町村発行の所得証明書(長岡市参考)

場所・時間	アオーレ長岡 東棟1階証明発行窓口	平日8:30～19:00 土日祝日9:00～17:00
	各支所市民生活課	平日8:30～17:15 (土日祝日は発行できません)
	幸町証明発行コーナー(さいわいプラザ1階)	平日8:30～17:15 (土日祝日は発行できません)
	東サービスセンター(アクロスプラザ長岡内)	平日10:00～19:00 土日祝日10:00～17:00
	西サービスセンター(リバーサイド千秋内)	平日10:00～19:00 土日祝日10:00～17:00
交付手数料	1通 250円	
持参品	本人申請・・・身分証明書(運転免許証、健康保険証等)	
	代理人申請・・・代理人の身分証明書と「本人の記名押印のある委任状」	

- ・他の交付窓口、郵送請求等詳細は「長岡市ホームページ・くらし・税金・所得等証明書」より、ご確認ください
- ・長岡市以外については、各市区町村へご確認ください。
- ・所得証明書は、1月1日現在住民票があった市区町村で発行されます。

2.複数の収入がある場合

- ・昨年分の確定申告(収支内訳書含む)およびそれぞれの収入を確認できるもの

3.昨年途中まで、または今年の途中まで勤労所得があったが、現在所得なしの場合

- ・失業給付受給者および受給終了者:失業給付受給資格者証(両面)
- ・失業給付受給しない:被扶養者申請理由書(退職日と失業給付受給有無、現在の状況を明記:記入例①)および退職日を確認できる書類(離職票、退職証明書等)

4.今年の途中から働き始めた場合

- ・直近の給与明細書3か月分(賞与がある場合、賞与明細書も必要)
- ※ 昨年の所得証明は、現在の年収を確認できるものではないので添付不可です。
- ※ 5月以降に勤務開始のため3か月分の給与明細がない場合、余白に勤務開始時期を記入ください。

5.アルバイト等で収入月額にばらつきがある場合

- ・およその年収を推測できる給与(および賞与)明細書を直近より3か月以上分

6.海外出向の方について

- ・帯同家族が無職無収入の場合、扶養申請理由書(帯同により収入がないことを明記:記入例④)
- ・帯同家族に収入がある場合、収入の証明と翻訳
- ・留守宅家族が海外出向前同居だった場合、「同居」として仕送り証明は不要です。ただし、留守宅手当金額を事業所健康保険担当様は、欄外に記入ください。
- ・海外出向前別居家族は、「別居」として仕送り証明が必要です。

7.平成30年1月1日以降に帰国した家族の非課税証明書について

- ・現在も引き続き収入がない場合、被扶養者申請理由書(出向解除日と収入がないことを明記:記入例⑤)(市県民税非課税証明書は、当年1月1日に住民票があった市区町村で発行されるため)

ご不明な点がございましたら、健康保険組合までお問い合わせください。

日本精機健康保険組合

〒940-8580 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
T E L (0258)24-5311 日本精機内線1950
F A X (0258)24-5344
メールアドレス nskempo@nscs-net.ne.jp
日本精機ナツ 99010 健康保険組合 鈴木